

法改正等に伴う対応について

☞ 法律等の改正に伴い、規定整備等の対応を行う。

部 局	事 案 名	概 要	議 会 対 応
総務部	災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に係る補償基礎額等の改定について	▶内容 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和8年政令第10号) 及び同政令第6条の2第1項の規定に基づく「総務大臣が定める金額」を改正する総務省告示(令和8年総務省告示第125号)の施行に伴い、損害補償に係る補償基礎額及び介護補償額等を改定する。 ▶改正を要する条例 ・ 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月中央区条例第15号） ▶施行予定日 公布の日 ▶適用年月日 令和8年4月1日（配偶者に係る補償基礎額の加算額の改正規定を除く。）	委員会報告 ・企画総務

【プレス発表】 なし 【議会对応】 議会对応欄のとおり